

## 批評・紹介

尾形勇著

## 中國古代の「家」と國家

五井直弘

本書は尾形勇氏がほぼ十五年に亘って發表して来た二〇篇の研究を下敷きとし、是を原形を留めないほどに書き改め、新稿を加えて、序章以下の八章にまとめられた見事な新著である。中國古代の皇帝支配がいかなる仕組を通して達成されたかを、家と國家との關係を探ることによって追求し、皇帝支配體制の特質を解明する。それはまた西嶋定生氏の所謂個人身的支配體制論を補強するものともなっている。尾形氏は各章節のおわりに、小結、結論を附し、終章には全體のまとめ、目的を附して讀者の便に供している。屋上屋を架する嫌いがあるが、わたくしなりの理解による概要を記し、若干の私見をつけ加えたい。

序章「中國古代帝國の支配體制と家族主義」。新たに書き加えられた問題の提起であり、諸家の中國論、中國觀を「家族國家論」によつて分類整理し、多くの疑點、難點があることを指摘する。

「家族國家論」には、例えばわが國の國體論の立場からの肯定論と、例えば辛亥革命後の新文化運動の立場からの否定論とがあつた。この肯定論と否定論とは、また西歐の中國國家觀に照應する。フランスのジュスイット會士やケネー等の啓蒙思想家の中國禮讀論

的「家族主義的家族國家觀」(A)から、モンテスキュー、ヘーゲル等の專制國家論、「家父長制的家族國家觀」(B)への展開がそれであり、ヘーゲルの中國觀には、さらに「自己を變化させることが出来ない」とする停滯論が附加された。マックス・ウェーバー、ウィットフォールゲル、エチアヌ・バラッシュ等がこの中國觀を繼承した。この「家族國家觀」は「家」の秩序がそのまま「國家」の秩序に擴大反映されたと解するが、前提とされている父子の秩序と君臣の秩序とが異質であつたことが解明されるならば、(B)は崩壊する。

西歐の中國觀には、更に、家族内も、國家官僚機構内の君臣關係も、それぞれ家父長制的秩序で律せられていたが、兩者の關係は疏遠で、それを結ぶ紐帯はせいぜい擴大應用された家父長制的觀念にすぎなかつたとする「遊離論的(家父長制的)家族國家觀」(C)がある。マルクスの中國觀がこれに當り、これにも停滯觀が附着する。中國ならびにわが國近代の中國研究者の中國國家觀は、この(A)、(B)、(C)のいずれか、もしくはその折衷として分類整理することができる。中國に例をとれば、孫文は(A)と(C)とを折衷した「遊離論的(家族主義的)家族國家觀」であり、陶希聖は(B)に屬し、「家父長制的家内奴隸制」論を豫告した。わが國では、例えば秋澤修二「支那社會構成」は(B)と(C)をミックスした「遊離論的家父長制的家族國家觀」、清水盛光「支那社會の研究」は「遊離論的(尊尊主義的)家族國家觀」であるが、家族内の隸屬的性格を指摘した點で、正統的(A)克服の嚆矢といふことができる。

戦後の古代帝國論については、西嶋舊說「中國古代帝國形成の一考察」は、氏族共同體崩壊後の社會を家父長制的奴隸制社會として捉え、奴隸制という普遍的範疇を中國史に導入し、中國史の合法則

的把握と停滞論の克服を企圖した點が評價できるが、國家論については、分類(B)を繼承するものであり、後に西嶋氏自身が自己批判するに、劉邦集團の家長的構造がそのまま國家權力の中核構造に等置されており、また家長制と小農民との關係が視野の外におかれていた。西嶋新説はこの點を克服して、租税、徭役の徵收形態から發想して、皇帝と小農民との間に基本的生産關係を認める個人身的支配體制を説く。ここでも家族主義が全面的には否定されておらず、その位置づけが不明ではあるが、私權の集積擴大から國家を理解することを放棄した、學說史上最初の「非家族國家論」ということができる。

この西嶋新説を「みうごきならぬ構造論」と批判する増淵龍夫氏の所論は、土豪を中心に自律的に形成される新しい社會秩序と、專制君主を中心に形成される官僚制機構による新政治秩序との「接合點」において、秦漢帝國の實態を見極めようとする。しかしながら秦漢帝國の全秩序を二つに區分し、それぞれが獨自に成立發展して來たとする秩序設定の構想。國家と社會との關わりを、依存と協力或いは抵抗という接合點で理解しようとする視角。國家と社會とのそれぞれにおける様々な局面において、家長長制が相當な機能を果たしたとする従來からの立場。家々が同姓或いは主客關係という形で、土豪を中心に結合、維持される自律的共同體秩序を想定する觀點等から判斷して、増淵説は結局分類(C)に整理できる。

宇都宮清吉氏もまた、強權の世界であり、首領制的秩序の貫徹を志向する皇帝と、自律の世界であり、強權の介入を排除する性格をもつ民という兩極を指定し、兩者の有機的な相互媒介の中に秦漢帝國を把握しようとする。しかも氏のいう民の自律の世界は、フラッ

トな家族的秩序の世界であり、やがてそれは門閥的豪族體制社會へ自己完成を遂げるとするのである。それ故國家觀についていえば、宇都宮説は良く整備された「遊離論的(家族主義的)家族國家觀」と整理することができる。

濱口重國「漢唐の間の家人という言葉について」は(A)に分類できるが、家族主義によつて秩序化されている場合は、天子と庶民とからなる「漢家」であり、士族層を含めた全國家にまでは擴張されていない點に特色がある。更に「漢家」が公權の場ではなく、「最大の私權」の場、「最大の封建領主」として把握されており、「家族國家論」の弱點が周到に克服されている。けれども「漢家」の語義に検討の餘地があり、また天子と庶民との關係を封建的と解することの可否についても、問題が残されている。

上記のほか諸多の諸家を含め、ほぼ以上の如き分類整理を行った上で、尾形氏は、(1)中國全體の歴史像を構築する際の視角として、「家族國家觀」が安當であるというるか。(2)「家族國家觀」は國家權力ないしは公權力を理解する上で、有効適切であるというるか。(3)「家族國家觀」を成立せしめている諸前提、すなわち政治と道德(倫理)との一致、忠孝一本、君臣父子の一體、公私の未分等が實證的に檢證しうるか、の三點について疑問を提起する。その上で、父子の秩序と君臣の秩序とは原理を異にしたとする小糸夏次郎氏の見解、皇帝の登場を境に、儒家思想自體に質的變貌があったとする板野長八氏らの見解、さらには唯一の「非家族國家論」と整理した西嶋新説―個別人身的支配體制論等を繼承し、「家」と家族秩序とを新しい場に位置づけることを通して、皇帝權力による公的支配が維持され保證され正當なものとされる國家的秩序構造を究明す

ること」を本書の課題として設定する。

この課題に近づくために、第一章「古代姓氏制の展開と家の成立」においては、先秦時代の「姓」「氏」が氏族制的體制に密着した「族」の冠稱であったのに對して、秦漢期以降の「姓」が「家」の冠稱として現われたことを明らかにし、元來「姓氏」とは無縁であった一般庶民が、秦漢時代にはすべて「有姓者」となっていることは、一般庶民の凡百の「家家」が、皇帝權力の成立に伴なつて確立されたものではなかつたかと推論する。ついで第二章「自稱形式より見たる君臣關係」において、臣下が皇帝に對して、「臣」と自稱し、「姓」を云わず「名」のみ稱する「臣某」形式の制度を考察し、賓客の禮に於ては「不稱臣不唱名」、殊禮に於ては「稱臣不唱名」、君臣の禮に於ては「稱臣唱名」で、この場合には「姓」が機能しなかつたとする。さらに第三章「臣某」の意義と君臣關係」において、「稱臣」「臣某」形式の意義を檢討し、邑制國家時代の臣が重層的で、無限定であつたのに對して、秦漢統一期以降の皇帝對臣下の關係は、一律的に皇帝に對する隸屬化、「主奴」の關係にも比すべき臣從體制の絶對化がみられた。しかも皇太子といへども皇帝に對して「臣」を稱したのは、血族秩序と君臣秩序とが異質であつたことを示す。一方「某」形式は家内における父子關係に起源をもつが、その普遍化は父子關係の擴大ではなく、「至尊」に對する謙讓の自己表示の方式であり、奴婢の如き者という擬制的表示で、「家」の冠稱である「姓」を缺くことによつて、「家」を廢棄してゐたことを示す。第四章「家」と君臣關係」では、更にこの「家」の意味を追求し、濱口氏がとりあげた「家人」とは、文字通り、私家の人であり、「家人之禮」はそれが擴大して「君臣之

禮」となるものではなかつた。皇帝は私家を「出身」して「公」の場に出で、「家」より出で（起家）、私家を廢棄して「公」の場に「出身」した官吏と「君臣」の關係を結ぶ。庶民は租賦を出だし、諸役に從事することによつて、「家」を出でて「公」事に從事し、ここにおいても「君臣」關係が實現する。このようにして「公」の場において成立する「君臣」關係が、皇帝による人民支配の形態であり、しかも「臣」は個別的に「出身」したものであつたから、その支配、被支配の形態は、まさに「個別的な人身支配」にはかならなかつた。第五章「國家秩序と家族制的秩序」は、「家」の意義を更に敷衍して、「天下一家」「漢家」等の意味を檢討する。「天下一家」とは、君主自身が私家を廢棄して、「公」に「出身」したところから成立する「天子の家」であり、漢帝國そのものにほかならなかつた。一方「漢家」は一切の私家を廢棄したところに、「君」と「臣」とによつて建立された。それ故、「漢」という擬制的「姓」を冠した「家」であり、すべての諸家を包括した。ついで第六章「古代帝國の秩序構造と皇帝支配」においては、皇帝は「天子」として天地の鬼神に「臣」從し、「皇帝」として祖靈に「臣」從した。皇帝が諸「臣」ととり結ぶ現實の「君臣」關係は、皇帝が「天子」として「家」を「出身」し、天地鬼神と「君臣」關係を結ぶことによつて完結し、また皇帝は「天帝」に「臣」從し、先帝に「臣」從するといふ「公」的な場を媒介とすることによつて、その權威が明らかにされ、正當化された。つづいて終章「中國古代帝國の秩序構造」において、中國古代における「良賤制」を檢討し、奴婢無姓すなわち奴婢が「家」を構成するに價しない者とされたのは、國家秩序を構成する主體者（被支配者集團）を劃定する有効な手段として、賤民

を、良民秩序の成員たるに價しない者、秩序の外に在る者とするためであつたとする。

以上がわたくしが理解しえた限りでの本書の概要である。尾形氏は本書が明らかにしたのは、「靜態的」という誇りを受くべき一つの『梓組』であるとするが、その「梓組」の考察は、誠に論理的且つ緻密であり、見事というほかはない。とりわけすでに發表されて来た一〇篇の研究を、改めて再構成し、從來、特別の意味をもたないとして、ことさらに深くは追求されることがなかつた「家」そのものに焦點をあて、その外皮を一枚一枚とはぎとつて、「家」がもつていた意味、その眞の姿を明らかにし、秦漢統一國家の骨組みをあらわに描きだした周到で緻密な分析と構想力とは、すさまじいまでの迫力をもち、評者を魅了させた。しかしながら讀了後、魅了されながらもなお、充實しきらない何物かが残つたことも、またいつわらざるところである。それは矢張り、尾形氏自身ごとくわつてゐるように、考察が、靜態的であることと無關係ではないように思われる。執拗なまでの「どう在つたか」があるのに對して、「どうして」という歴史的追求が少なく、梓組（理念）に止まつて、肉附け（具體的）の探求が少ないためにはかならない。望蜀の憾とはいへ、「死滅した動物種屬の體制の認識にとつて遺骨の構造がもつてゐるのと同じ重要さを、死滅した經濟的社會構成體の制定にとつては労働手段の遺物がもつてゐるのである。なにがつくられるかではなく、どのようにして、どんな労働手段でつくられるかが、いろいろな經濟的時代を區別する」のである（傍點評者、『資本論』第三章第五章第一節「労働過程」、大月『全集』23 a—1—336ページ）。

尾形氏は終章の結論でつぎの如くいつてゐる。古代帝國の「秩序

構造においてとくに注目されるのは、臣とは公事に服務するという理念の下で、家より出身した者であつたことである。」と。さらに引用文中の「理念」に注を附し、「生産力が相對的に低い。古代」にあつては、人民の再生産は一つの集中的權力の存在なくしては維持され難かつたという側面もあつた。つまり、專制的、皇帝支配には、確かに公（公共）的性格が伴われていたのであり、そのような公こそが、右の幻想をより直接的に支へていたことも、また考慮に入れておく必要がある。」という。この二つの文章には、尾形氏の考察の大前提ともいふべき、氏の古代帝國觀が端的に示されてゐると思われるから、この點について若干の疑問を提起したい。

租賦を上納したり、兵役・徭役に従事したりすることが「公事」の一環であると、「理念」として考えられたということは、「個別」の民がそれを「理念」として、「公事」に従つたということとは、必ずしも同一ではなかつたと思われる。尾形氏が「遊離論的」と整理した増淵氏などの苦心の意圖も、このギャップをいかに埋めるかに在ると思ふのであるが、尾形氏はこの點についてどのように考えるのか。

第二に尾形氏は「支配」があくまで「家を基盤としていた」といい、また「家が確立」してゐたといふのであるが、その「家」とは「理念としての家」であり、それを即ち具體的な家、さらには小農民家族と置きかえることができるのかという點である。徴税、力役の單位として家が捉えられるようになるのは、文獻による限りでは、管仲、子産、商鞅等が行つたと傳えられる改革の中で、新しい民の編成—伍制に關連して現われるのであるが、それはあくまでも

「公事」を執行するための「單位」としてであり、「家」の確立、ましてや小經營農民の成立を意味しなかつたのではなからうかと考えられるが、この點についての尾形氏の意見をうかがいたい。

もちろん評者としても、尾形氏がいうように、再生産に果した古代の集中權力の役割を否定するものではない。伍制による民の編成が家の成立を促した一面も、十分に在りえたと考えるのであるが、この再生産に果した權力の役割をも含めて、專制的皇帝支配がもつていたとする「公共的性格」について、それは皇帝權力に内在する本質的な性格であつたのか。もしそうであるならば、それはどうしてなのか。これに關しては、小農民が皇帝支配の基盤であつたためとする解釋が行われている。しかしながらそのような解釋が妥當であるのか。西歐近代のホップスやロックなどの國家論においては、フランス三部會やイギリス議會が階級支配の道具になり果ていた狀況において、これに對置して人民主權論が唱えられ、國民全體、公共の利益の實現が目的とされ、法を定めて、國家の行使する權限を制限することが主張された。權限を濫用した場合には、實力の行使を含む最後の手段が民衆の側に留保されてもいたのである。中國においては、皇帝權力そのものの中に、公共的性格が内在したとすれば、それは何を契機として成立したのか。尾形氏の見解をうかがいたい第三の點である。なお評者も古代權力のもつ公共的性格を全面的に否定するものではないが、恐らくそれは氏族共同體の分解の在り方に關連して、古代權力が公共的性格を繼承した結果ではなかつたかと考えている。

なお序章の「家族國家論(觀)」による諸説の整理分類は、極めて廣範に、かつ大膽な整理が行われている。それだけに第一章以下

に較べれば、周到さと緻密さにおいて、あらさがあるように思われる。例えばマルクスの中國觀に關して、『資本主義的生産に先行する諸形態』の引用は、語彙に引きずられた嫌いがあり、氏の解釋が妥當であるかは検討の餘地がある。けれどもその視角が斬新であるだけに蒙を啓かれた點の多いことを謝して、筆をおきたい。

一九七九年一〇月 東京

岩波書店 A5判 三六二頁

### 間野潛龍著

### 明代文化史研究

夫馬 進

本書は、間野潛龍氏が、過去二十數年の間に發表した、明代に關する諸論文を新たに改稿し、集成したものである。

本書は、次のような構成をとる。

#### 第一章 明實錄の研究

##### 第一節 明實錄に關する諸研究

##### 第二節 明代歷朝實錄の成立(上)

##### 第三節 明代歷朝實錄の成立(下)

##### 第四節 實錄纂修の過程

##### 第五節 明實錄の傳承

#### 第二章 明代の儒學と陽明學

##### 第一節 大學衍義補の成立